

# 国立・国定公園特別地域内において集積等が 規制される物の指定内容

## 環境省告示第 57 号

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 13 条第 3 項第 7 号の規定に基づき、許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定する。

平成 15 年 4 月 1 日

環境大臣 鈴木 俊一

土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源及び同条第 5 項に規定する再生部品